

肝腎同時移植における腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の

改正について

1. これまでの経緯

- 腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準における、前提条件にはリンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性であることが規定されている。一方、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準においては、リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）の結果は問われていない。
- そのため、肝腎同時移植希望者（レシピエント）において、リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）が陽性の場合、腎臓のあっせんを行う事ができない。
- これに関し、令和元年12月、日本移植学会から、肝腎同時移植の際のリンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）が陽性の場合の腎臓のあっせんについて、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準変更に関する要望があった。（参考資料2-1）
- これを受け、令和2年11月11日、令和3年2月24日に開催された肝臓移植の基準等に関する作業班、腎臓移植の基準等に関する作業班（以下「合同作業班」という。）にて、肝腎同時移植において、リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）が陽性の場合、腎臓のあっせんを行うことが適当かについて検討された。（参考資料2-2）

2. 合同作業班での検討結果

- 肝腎同時移植においては、リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）が陽性の場合に腎臓のあっせんを行うことが合同作業班で了承された。

3. 今回の検討事項

- 合同作業班での検討を踏まえ、「腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準」を、以下のように変更することとしてはどうか。

合同作業班の検討結果を反映した腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準（案）

改正案	現行
1. 前提条件 (1) (略) (2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性 <u>ただし、肝腎同時移植希望者（レシピエント）の場合には、リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陽性の場合も対象とし、慎重に適応を決定したうえで、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。</u> (3)・(4) (略)	1. 前提条件 (1) (略) (2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性 (3)・(4) (略)